

令和 4 年第 3 回北本市議会定例会提出議案及び報告概要

＜議案の概要＞

議案 番号	件 名	要 旨
3 2	令和 3 年度北本市一般会計 歳入歳出決算の認定について (各部課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 255億8,789万5,272円</p> <p>(2) 歳出決算額 240億8,229万2,360円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額は15億560万2,912円となり、このうち897万9,000円を繰越明許費として、41万8,000円を事故繰越しとして、それぞれ翌年度へ繰り越す財源としたことから、14億9,620万5,912円を決算剰余金として令和4年度に繰り越した。</p>
3 3	令和 3 年度北本市後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について (健康推進部保険年金課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 9億5,961万6,764円</p> <p>(2) 歳出決算額 9億3,494万3,464円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額2,467万3,300円を決算剰余金として令和4年度に繰り越した。</p>
3 4	令和 3 年度北本都市計画事 業久保特定土地区画整理事 業特別会計歳入歳出決算の 認定について (都市整備部久保土地区画 整理事務所)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 3億7,296万6,446円</p> <p>(2) 歳出決算額 3億6,342万2,329円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額は954万4,117円となり、このうち131万3,000円を繰越明許費として翌年度へ繰り越す財源としたことか</p>

		ら、823万1,117円を決算剰余金として令和4年度に繰り越した。
35	令和3年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (健康推進部保険年金課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 66億9,593万5,885円</p> <p>(2) 歳出決算額 64億3,452万1,327円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額2億6,141万4,558円を決算剰余金として令和4年度に繰り越した。</p>
36	令和3年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (健康推進部高齢介護課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 51億4,727万3,132円</p> <p>(2) 歳出決算額 49億7,105万1,665円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額1億7,622万1,467円を決算剰余金として令和4年度に繰り越した。</p>
37	令和3年度埼玉県央広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について (埼玉県央広域公平委員会)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 58万901円</p> <p>(2) 歳出決算額 23万9,939円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額34万962円を決算剰余金として令和4年度に繰り越した。</p>
38	令和3年度北本市公共下水道事業会計決算の認定について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 収益的収入及び支出決算額</p> <p>ア 下水道事業収益 10億4,461万8,751円</p> <p>イ 下水道事業費用 9億5,364万2,939円</p> <p>(2) 資本的収入及び支出決算額</p> <p>ア 下水道事業資本的収入</p>

		<p>2億5,064万9,550円</p> <p>イ 下水道事業資本的支出</p> <p>6億1,407万5,290円</p> <p>2 内容</p> <p>当年度純利益は7,619万6,421円となった。</p>
39	北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (行政経営部行政経営課、福祉部障がい福祉課)	<p>1 趣旨</p> <p>行政運営の効率化及び市民の利便性の向上を図るため、新たに個人番号を利用等することができる事務を追加する等するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 個人番号を利用等することができる事務の追加(別表第1・別表第2)</p> <p>(2) 規定の整備(別表第2)</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年6月1日</p>
40	北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 趣旨</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正を踏まえ、育児休業の取得回数制限を緩和する等するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第1条関係)</p> <p>ア 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和(第2条)</p> <p>イ 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化(第2条ほか)</p> <p>ウ 育児休業の取得回数制限の緩和等(第3条)</p> <p>エ 規定の整備(第2条の3ほか)</p> <p>(2) 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正</p>

		<p>(第2条関係) 育児参加のための休暇の対象期間の拡大(第14条)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日(附則第1項) 令和4年10月1日</p> <p>(2) 経過措置(附則第2項)</p>
4 1	北本市手数料条例等の一部改正について (都市整備部都市計画政策課)	<p>1 趣旨 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料を新設する等するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 北本市手数料条例の一部改正(第1条関係)</p> <p>ア 長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の新設(第2条)</p> <p>イ 規定の整備(第2条)</p> <p>(2) 北本市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)</p> <p>長期優良住宅に関する申請手続に係る経過措置の廃止(附則第2項)</p> <p>3 施行期日 令和4年10月1日ほか</p>
4 2	財産の取得について (市民経済部くらし安全課)	<p>1 財産の種類 物品</p> <p>2 財産の内容 消防ポンプ自動車一式</p> <p>3 取得予定価格 25,190,000円</p> <p>4 契約の相手方 東京都台東区浅草橋5丁目4番2号横山ビル ジーエムいちばら工業株式会社東京営業所 所長 真舘知誉</p>

4 3	市道の路線の認定について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨 開発行為により設置された公共施設の用に供する土地が都市計画法第40条第2項の規定に基づき市に帰属したことに伴い、路線を認定するもの</p> <p>2 内容 市道2555号線 L=70.81m W=4.50m</p>
4 4	市道の路線の廃止について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨 隣接する土地を所有する者からの買取りの申出に伴い、路線を廃止するもの</p> <p>2 内容 (1) 市道4185号線 L=21.26m W=1.87m~1.88m (2) 市道5089号線 L=15.92m W=1.83m (3) 市道6185号線 L=28.28m W=1.88m</p>
4 5	令和3年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (都市整備部建設課)	令和3年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の一部を減債積立金に積み立てること等について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの
4 6	教育委員会委員の任命について (市長公室)	現委員の大保木道子氏の任期満了に伴い、新たに黒川範子氏を任命するため議会の同意を求めるもの
4 7	教育委員会委員の任命について (市長公室)	現委員の安田美詠子氏の任期満了に伴い、新たに関根桂子氏を任命するため議会の同意を求めるもの
4 8	人権擁護委員候補者の推薦について (市長公室)	現委員の松本光男氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を推薦するため議会の意見を求めるもの

49	人権擁護委員候補者の推薦について (市長公室)	現委員の篠原栄三氏の任期満了に伴い、新たに奥山美穂氏を推薦するため議会の意見を求めるもの
50	子どもの権利擁護委員の委嘱について (総務部人権推進課)	北本市子どもの権利擁護委員に原田茂喜氏を委嘱するため議会の同意を求めるもの
51	子どもの権利擁護委員の委嘱について (総務部人権推進課)	北本市子どもの権利擁護委員に安摠鏡氏を委嘱するため議会の同意を求めるもの
52	令和4年度北本市一般会計補正予算(第4号) (各部課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 230億4,988万9千円</p> <p>(2) 補正後の額 246億3,337万2千円 歳入歳出それぞれ15億8,348万3千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正等を行い、歳入については、地方特例交付金及び普通交付税の確定に伴う所要額を補正し、令和3年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
53	令和4年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (健康推進部保険年金課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 11億500万円</p> <p>(2) 補正後の額 11億2,967万2千円 歳入歳出それぞれ2,467万2千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入については、令和3年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行</p>

		い、補正予算収支の均衡を図った。
5 4	令和4年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） （都市整備部久保土地区画整理事務所）	1 趣旨 (1) 補正前の額 5億3,870万円 (2) 補正後の額 5億3,870万円 歳入予算の補正のみ。歳入歳出総額に変更なし 2 内容 令和3年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、一般会計繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
5 5	令和4年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） （健康推進部保険年金課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 63億5,240万円 (2) 補正後の額 64億5,643万7千円 歳入歳出それぞれ1億403万7千円を追加 2 内容 歳出については、国民健康保険財政調整基金積立金を増額し、歳入については、令和3年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
5 6	令和4年度北本市介護保険特別会計補正予算（第1号） （健康推進部高齢介護課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 55億8,120万円 (2) 補正後の額 56億8,927万2千円 歳入歳出それぞれ1億807万2千円を追加 2 内容 歳出については、介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する経費を

		計上するとともに、事業費の確定に伴う所要額の補正を行い、歳入については、介護保険事業費補助金を計上し、令和3年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、保険給付費支払基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
--	--	---

追加議案

議案番号	件名	要旨
57	工事請負契約の締結について (福祉部保育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の目的 (仮称) 新中央保育所新築工事「建築」 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の金額 346,500,000円 4 契約の相手方 北本市宮内5丁目351番地 丸和工業株式会社 代表取締役 矢部利人
58	令和4年度北本市一般会計補正予算(第5号) (福祉部共生福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補正前の額 230億4,988万9千円 (2) 補正後の額 233億5,709万1千円 歳入歳出それぞれ3億720万2千円を追加 2 内容 歳出については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金を計上し、補正予算収支の均衡を図った。

< 報告の概要 >

報告 番号	件 名	要 旨
7	専決処分の報告について (和解をし、損害賠償の額 を定めることについて) (教育部学校教育課)	<p>1 概要 北本市立東中学校において発生した事故に関し、和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの</p> <p>2 損害賠償の額 159,390円</p> <p>3 専決処分の日 令和4年7月12日</p>
8	令和3年度北本市財政の健全化判断比率の報告について (行政経営部財政課)	令和3年度北本市財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの
9	令和3年度北本市公営企業の資金不足比率の報告について (都市整備部建設課)	令和3年度北本市公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの

令和 3 年度北本市一般会計決算

(単位：円、%)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	比 較	
			増 減	比 率
予算現額	26,344,091,000	29,984,590,000	△3,640,499,000	△12.1
歳入決算額	25,587,895,272	29,042,570,174	△3,454,674,902	△11.9
歳出決算額	24,082,292,360	27,852,910,603	△3,770,618,243	△13.5
歳入歳出差引額	1,505,602,912	1,189,659,571	315,943,341	26.6
翌年度へ繰越すべき財源	9,397,000	39,134,000	△29,737,000	△76.0
実質収支額	1,496,205,912	1,150,525,571	345,680,341	30.0
単年度収支額	345,680,341	135,019,833	—	—

令和 3 年度の一般会計決算は、歳入が 2 5 5 億 8, 7 8 9 万 5, 2 7 2 円、歳出が 2 4 0 億 8, 2 2 9 万 2, 3 6 0 円となりました。

前年度と比較すると、歳入が 3 4 億 5, 4 6 7 万 4, 9 0 2 円、1 1. 9 % の減額、歳出が 3 7 億 7, 0 6 1 万 8, 2 4 3 円、1 3. 5 % の減額となりました。

これは、令和 2 年度に実施した特別定額給付金給付事業に係る経費の減などによるものです。

歳入歳出差引額は、1 5 億 5 6 0 万 2, 9 1 2 円となり、このうち翌年度へ繰越すべき財源を 9 3 9 万 7, 0 0 0 円としたことから、実質収支額は 1 4 億 9, 6 2 0 万 5, 9 1 2 円となりました。

また、単年度収支額は 3 億 4, 5 6 8 万 3 4 1 円となりました。

主な財政指標は経常収支比率 8 5. 3 % (前年度比 5. 9 ポイント減)、実質公債費比率 7. 3 % (前年度比 0. 1 ポイント減)、将来負担比率 4. 8 % (前年度比 1 4. 1 ポイント減) となりました。

令和 3 年度一般会計・特別会計決算の合計

(単位：円、%)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	比 較	
			増 減	比 率
歳入決算額	38,764,268,400	42,213,885,920	△3,449,617,520	△8.2
歳出決算額	36,786,471,084	40,688,958,348	△3,902,487,264	△9.6
歳入歳出差引額	1,977,797,316	1,524,927,572	452,869,744	29.7
翌年度へ繰越すべき財源	10,710,000	41,444,000	△30,734,000	△74.2
実質収支額	1,967,087,316	1,483,483,572	483,603,744	32.6

令和3年度特別会計決算

北本市後期高齢者医療特別会計

(単位：円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増 減	比 率
歳入決算額	959,616,764	924,040,982	35,575,782	3.9
歳出決算額	934,943,464	898,708,086	36,235,378	4.0
歳入歳出差引額	24,673,300	25,332,896	△659,596	△2.6
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	24,673,300	25,332,896	△659,596	△2.6

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計

(単位：円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増 減	比 率
歳入決算額	372,966,446	283,407,170	89,559,276	31.6
歳出決算額	363,422,329	266,149,724	97,272,605	36.5
歳入歳出差引額	9,544,117	17,257,446	△7,713,329	△44.7
翌年度へ繰越すべき財源	1,313,000	2,310,000	△997,000	△43.2
実質収支額	8,231,117	14,947,446	△6,716,329	△44.9

北本市国民健康保険特別会計

(単位：円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増 減	比 率
歳入決算額	6,695,935,885	6,549,531,070	146,404,815	2.2
歳出決算額	6,434,521,327	6,328,117,145	106,404,182	1.7
歳入歳出差引額	261,414,558	221,413,925	40,000,633	18.1
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	261,414,558	221,413,925	40,000,633	18.1

北本市介護保険特別会計

(単位：円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増 減	比 率
歳入決算額	5,147,273,132	5,413,877,734	△266,604,602	△4.9
歳出決算額	4,971,051,665	5,342,896,001	△371,844,336	△7.0
歳入歳出差引額	176,221,467	70,981,733	105,239,734	148.3
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	176,221,467	70,981,733	105,239,734	148.3

埼玉県央広域公平委員会特別会計

(単位：円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増 減	比 率
歳入決算額	580,901	458,790	122,111	26.6
歳出決算額	239,939	176,789	63,150	35.7
歳入歳出差引額	340,962	282,001	58,961	20.9
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	340,962	282,001	58,961	20.9

令和3年度公営企業会計決算

北本市公共下水道事業会計

(単位：円、%)

区 分		令和3年度	令和2年度	比 較	
				増 減	比 率
収益 及び 収入 支出	収入決算額	1,044,618,751	1,017,892,895	26,725,856	2.6
	支出決算額	953,642,939	984,921,399	△31,278,460	△3.2
	翌年度繰越額	0	0	0	—
資本 及び 収入 支出	収入決算額	250,649,550	401,864,680	△151,215,130	△37.6
	支出決算額	614,075,290	726,354,862	△112,279,572	△15.5
	翌年度繰越額	0	0	0	—
当年度純利益		76,196,421	17,414,883	58,781,538	337.5

令和3年度 財政健全化法に基づく北本市財政の健全化判断比率等について

1 北本市財政の健全化判断比率の報告について

健全化判断比率 比較表

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (%)	— (%)	12.87(%)
連結実質赤字比率	—	—	17.87
実質公債費比率	7.3	7.4	25.0
将来負担比率	4.8	18.9	350.0

* 「—」は赤字がないため、数値を表示していない。

いずれも早期健全化基準を下回っています。

2 北本市公営企業の資金不足比率の報告について

北本市公共下水道事業会計に資金不足は生じておりません。

令和4年度一般会計補正予算（第4号）等の概要

1 補正予算の規模

一般会計	1,583,483 千円(補正後累計)	24,633,372 千円)
後期高齢者医療特別会計	24,672 千円(補正後累計)	1,129,672 千円)
久保土地区画整理事業特別会計	0 千円(補正後累計)	538,700 千円)
国民健康保険特別会計	104,037 千円(補正後累計)	6,456,437 千円)
介護保険特別会計	108,072 千円(補正後累計)	5,689,272 千円)

2 一般会計補正(第4号)の内容

(歳出)

○ コロナ禍における原油価格・物価高騰対策関連事業		
路線バス・タクシー事業者支援事業		5,150 千円
塵芥収集事業者支援事業		6,000 千円
し尿収集事業者支援事業		1,200 千円
農業者支援事業		31,815 千円
中小・小規模事業者支援事業		144,052 千円
福祉施設応援給付金交付事業		3,900 千円
児童施設応援給付金交付事業		950 千円
学校給食費負担軽減事業		17,310 千円
○ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業		
システム管理運用支援ツール導入事業		11,693 千円
統合型GIS窓口対応データ導入事業		605 千円
児童館における感染症対策（委託料）		330 千円
備品購入費（大型モニター、セミセルフレジ、電子黒板購入）		53,148 千円
○ 学校教育の充実		
小学校読書調査事業		3,234 千円
小学校理科備品購入事業		346 千円
○ 地域福祉の充実		
総合福祉センター設備改修事業		3,174 千円
○ 生涯学習の推進		
文化センター空調設備改修事業		6,127 千円
○ 安全な道路環境の整備（道路、上・下水道、河川の整備）		
交通安全施設整備事業		2,000 千円
道路緊急補修事業		133,000 千円
道路維持基盤整備事業		160,000 千円
道路新設改良事業		49,000 千円
○ その他		
基本ソフト包括ライセンス使用料		203 千円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業		28,138 千円
健康増進センター指定管理料		△ 19,860 千円
中小企業者融資保証料補助金		613 千円

小・中学校電気料金	34,310 千円
特別会計繰出金（久保）	△ 8,230 千円
国庫支出金返納金	34,424 千円
事業債繰上償還金等	11,851 千円
基金積立金	869,000 千円
（財政調整基金、公共施設整備基金、一般廃棄物処理施設整備基金、南部地域整備基金）	
（歳入）	
地方交付税（普通交付税）、地方特例交付金	318,287 千円
国庫支出金（子ども・子育て支援交付金外4件）	29,390 千円
県支出金（放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業費補助金）	100 千円
繰入金（財政調整基金）	58,852 千円
繰越金（前年度繰越金）	1,246,205 千円
諸収入（過年度収入、雑入）	24,349 千円
市債（道路整備事業債、文化センター施設改修事業債、臨時財政対策債）	△ 93,700 千円
（繰越明許費）	
北本駅東口駅前広場屋根整備事業	6,970 千円
道路緊急補修事業	133,000 千円
道路維持基盤整備事業	160,000 千円
道路新設改良事業	49,000 千円
（債務負担行為）	
市役所庁舎総合管理業務	241,560 千円
がん検診（集団）業務	41,232 千円
変更 基本ソフト包括ライセンス使用料	46,060 千円
（地方債）	
文化センター施設改修事業	5,500 千円
変更 道路整備事業	△ 9,800 千円
変更 臨時財政対策債	△ 89,400 千円

議員提出議案 第2号

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援を求める
意見書

全国の小中学校における不登校児童生徒数とその割合は8年連続で増加し、令和2年度は19万6,127人、割合は小学校で1%、中学校で4%に達した。この他にも不登校の定義に当てはまらない潜在的な不登校児童生徒が多数存在していると考えられる。全国と比較すると割合は少ないものの、本市でも令和3年度で小学校20人、中学校で53人と多くの子どもが不登校となっている。

平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）が制定され、第3条第2項において「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われるようにすること。」が法の基本理念の一つとされている。また、第13条では、国と地方公共団体が、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援を行うために必要な措置を講ずるよう規定されている。

法の制定に当たり「不登校児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」との附帯決議が付されたが、これまで国や地方公共団体による経済的支援がほとんど実施されていないのが実情である。

フリースクール等の授業料は平均で月額約3万3千円と高額なうえ、施設自体も少なく、身近に通える施設がない場合には遠方まで通学する必要があることから、利用する子どもとその保護者にとっては、金銭面だけでなく、身体面や精神面でも大きな負担となっている。

以上のことから、国において不登校児童生徒に対する多様な学習機会を確保するための経済的支援を行うよう、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 附帯決議に基づき、不登校児童生徒がフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、負担を軽減するための経済的支援の在り方について検討し、必要な財政上の措置を講ずること。
- 2 特に、フリースクール等の設置を促進するため、施設の設置及び運営に対する財政的支援策を講ずること。また、当該施設の利用者の負担を軽減するため、授業料や交通費など通学に要する費用の補助等の支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

議員提出議案 第3号

重度心身障害者医療費助成制度の対象者の拡大を求める意見書

精神障害者保健福祉手帳2級所持者の多くは、継続的に就労することが困難であることから、その所得はかなり低い水準となっている。

そのため、病気にかかっても、経済的な理由から医療機関での受診を控え、障がいの状態が悪化してしまい、安定して働き続けることが困難など社会復帰の機会を逃してしまうこと等が懸念される。

医療費負担の軽減は、地域において自立した生活を営むための有効な方策の一つであることから、精神障害者保健福祉手帳2級所持者に対しても、医療費の助成を行うことが急務である。

埼玉県が実施する重度心身障害者医療費助成制度は、精神障害者保健福祉手帳2級所持者に対する医療費の助成が対象となっていない。本市がこの助成対象者の拡大を行うには、市が全額を負担しなければならず、新たに多額の費用を要することが見込まれるため、その実現は困難な状況である。

よって、埼玉県においては重度心身障害者医療費助成制度の対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者もその対象に加えることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

埼玉県知事

議請第4号

令和4年第3回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第4号
受理年月日	令和4年8月12日
件名	中央保育所跡地を街区公園に整備する請願
請願者の住所 及び氏名	北本市本町3丁目 自治会長 宇田川 文男 外29名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	黒澤健一、高橋伸治

【請願趣旨】

中央保育所が旧栄小学校跡地に移転することになり、保育所としての機能も移転される予定です。中央保育所のその後の跡地の利用に関しましては、公共施設個別施設計画では現段階では決定しておりませんが、売却を検討していくこととしております。

中央保育所は、開所当初から地域の公共施設として住民とともに共生してきただけに役割を終えることに残念な思いがあります。跡地の利用に関しましては、現段階では決定していないという事は理解しておりますが、地域の住民としては有効に活用していただきたいと考えております。

街区公園は北本市で87か所、7万9,277平方メートルあると聞いておりますが、近隣を含めた私たちの地域には公園がありません。緑地として、また地域の避難場所や防災拠点として、住民の生命の安全・安心な場所としての活用が、まちづくりの上からも必要なことと考えております。高齢者、あるいは市民が交流し憩える場所、防災の場所がどうしても必要であると考えております。

つきましては、中央保育所が旧栄小学校跡地に移転することで取り壊されても、跡地活用について特段の御高配をいただきますよう次の事項につき請願いたします。

【請願事項】

- 1 市長は、中央保育所跡地を街区公園として整備すること。
- 2 市長は、中央保育所周辺の狭隘道路について早急に整備すること。